

議案第 9 4 号

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例

川崎市特別会計条例（昭和 3 9 年川崎市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号を次のように改める。

(7) 川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付事業

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の平成 2 5 年度分の決算に関しては、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

母子及び寡婦福祉法の一部改正により、父子福祉資金の貸付けを行うこととすることに伴い、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の名称及び目的を改めるため、この条例を制定するものである。